明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二三八）　三
○建築基準法施行令の一部を改正する政令（二三九）　四
○港則法施行令の一部を改正する政令（二四〇）　五
○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（二四一）　五
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（二四二）　五
○大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二四三）　五
○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令（二四四）　五

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務三四〇）　五
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務三九二）　五
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同三九三）　六
○日本国に帰化を許可する件（同三九四）　六
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務三一四）　六
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一九）　六
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同二〇）　七
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同二一）　七
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産二一九）　七
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二一九二）　七
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二一九三）　七
○地すべり防止区域を指定する件（同二一九四）　七
○航路標識に関する件（海上保安庁二〇八～二一五）　八

〔人事異動〕

内閣　国家公務員制度改革推進本部事務局　郵政民営化委員会事務局　財務省　環境省　一〇

〔叙位・叙勲〕　一三

〔官庁報告〕

法　務　一三
公証人任免（法務省）　一三
産　業　一三
日本工業規格（経済産業省）　一三
標準仕様書（TS）の公表について（同）　一三
標準仕様書（TS）の継続について（同）　一三
労　働　一三
最低賃金の改正決定に関する公示（岩手労働局最低賃金公示一、鳥取同二）　一三

〔公　告〕

諸事項

特殊法人等　一三
平成二十三年度共済組合の決算（衆議院・総務省）関係　二九
会社その他　三一

官庁　三一
有権者申出方、国営中勢用水土地改良事業計画関係　三一
裁判所　三一
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三一

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。